

東京2020オリンピック聖火リレーに係るルート選定及びランナー公募計画策定等業務委託 企画提案募集要領

第1 募集要項

1 事業目的

東京2020オリンピック競技大会開催前に行われる聖火リレーについては、各都道府県で実行委員会を設置し、県内ルートの選定やセレブレーション会場の確保、聖火ランナーの選考等を行うこととなっている。

上記の業務については、専門的見地から実行可能性も踏まえながら検討を進めていく必要があるため、専門的知識や経験を有する事業者へ業務委託を行うものとし、その事業者を選定するに当たり、公募型企画提案方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するものである。

2 業務内容

別紙「東京2020オリンピック聖火リレーに係るルート選定及びランナー公募計画策定等業務委託 企画提案 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 履行期間

契約締結の日から平成31年3月29日（金）まで

4 事業費（委託上限額）

金5,400,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 その他

業務実施上の条件及び成果品は、仕様書のとおりとする。

なお、委託業務の実施に関しては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と委託候補者で協議の上、決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次、県と協議して決定する。

第2 応募資格

本業務に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

1 物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第

1275号）第4条第2項の規定に基づく物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録された者であること。

2 宮城県内に活動拠点（本店又は営業所等）を有し、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。

- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者資格）に該当する者でないこと。
- 4 宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当しないこと。
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号の措置要件に該当しないこと。
- 6 第4の1に記載する説明会に参加した者であること。

第3 選考スケジュール

本業務の企画提案募集開始から選定結果の通知までのスケジュールは、次に掲げるとおりとする。

内 容	期 日
企画提案募集開始（県ホームページに掲載）	平成30年7月17日（火）
企画提案書等の作成に関する説明会	平成30年7月20日（金）
企画提案書等の作成に関する質問受付期限	平成30年7月23日（月）午後3時まで
企画提案書等の作成に関する質問への回答	平成30年7月24日（火）
企画提案書等の提出期限	平成30年7月31日（火）正午まで
企画提案（プレゼンテーション）の審査	平成30年8月3日（金）
選定結果の通知	平成30年8月6日（月）

第4 応募手続

1 企画提案書等の作成に関する説明会

本業務の企画提案書等の作成に関する説明会を、次に掲げる内容により実施する。

- (1) 開催日時 平成30年7月20日（金） 午前10時から午前11時まで

※ 終了時間は、進行状況により前後する可能性があります。

- (2) 開催場所 宮城県庁6階 震災復興・企画部会議室

- (3) 説明内容

イ 本業務の概要について

ロ 質疑応答

- (4) 参加申し込み

イ 参加を希望する場合は、「事業者名」及び「出席者名」を記載した電子メールを送付すること。なお、説明会への出席者は2名以内とする。

ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

olypara-u@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県震災復興・企画部オリンピック・パラリンピック大会推進課運営調

整班)

ハ 申込期限

平成30年7月19日(木) 正午まで(必着)

2 企画提案書等の提出手続

本業務の企画提案書等の提出手続については、次に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第2号) 1部

ロ 企画提案応募条件に係る宣言書(様式第3号) 1部

ハ 企画提案書(任意様式。原則、A4版片面印刷) 6部

※ 企画提案書には、県内ルート案の概要(別添資料4「各都道府県実施日一覧」)を考慮し、3日間の通過市町村、スケジュールを記載したものも添付することとする。

ニ 同種・類似業務の受託実績(任意様式) 6部

ホ 業務の実施体制書(任意様式) 6部

ヘ 業務の実施工程表(任意様式) 6部

ト 経費概算見積書(任意様式) 1部

(2) 提出期限 平成30年7月31日(火) 正午まで(必着)

(3) 提出方法 当課への持参又は郵送での提出とする。

(4) 提出先

イ 名称 宮城県震災復興・企画部オリンピック・パラリンピック大会推進課運営調整班

ロ 住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目1番6号
(宮城県本町第三分庁舎2階)

(5) その他

イ 企画提案は、1者1案とする。

ロ 提出された書類の返却、差替え、変更、取消及び再提出には応じない

ハ 書類の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」(様式第4号)を提出すること。ただし、この場合も、書類の返却には応じない。

ニ 書類の提出後は、書類の内容等について説明を求めることができる。

3 企画提案書等の作成に関する質問及び回答

本業務の企画提案書等の作成に関する質問及び回答の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

(1) 受付期間

平成30年7月20日(金)説明会終了後から平成30年7月23日(月)午

後3時まで

(2) 提出方法

イ 指定様式（様式第1号）により、電子メールに添付して提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

olypara-u@pref.miyagi.lg.jp

（宮城県震災復興・企画部オリンピック・パラリンピック大会推進課 運営調整班）

ハ 電話や口頭、受付期限後の質問は一切受け付けない。

二 回答方法

質問に対する回答は、平成30年7月24日（火）までに宮城県震災復興・企画部オリンピック・パラリンピック大会推進課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

[\(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/olypara/\)](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/olypara/)

第5 企画提案（プレゼンテーション）の審査

本業務への企画提案内容を審査するため、次に掲げる内容によりプレゼンテーション審査を実施する。

1 契約予定者の選定方法

県が設置する選定委員会において、2の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、最も優れていると判断された事業提案者を委託候補者として選定する。

なお、応募者が4者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、3の書類審査を実施し、上位4者を選定する。

2 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

(1) 事業実行力（30点）

イ 当該業務を履行するに当たる経験や知識、強み等が認められるか。

ロ 企画提案内容を適切に実施する体制が整っているか。

ハ 本業務に係る費用について、費用の内訳や積算根拠が明確に示され、仕様書の内容に基づき、積算されているか。

二 業務の実施スケジュールは適切か。

(2) 実施内容の妥当性（70点）

イ 提案された本県のルート選定・ランナー公募の考え方、ルート案が、東京2020オリンピック聖火リレーのコンセプトやルート選定、ランナー公募に対する考

え方に沿っているものか。

ロ 今後の検討課題・方針が具体的かつ上記の考え方に沿うものになっているか。

ハ 調査方法や内容が具体的かつ現実的なものであり、検討課題や方針に合致したもののか。

3 書類審査

(1) 実施日 平成30年8月1日(水)

(2) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、2の審査項目及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位4事業者を選定する。

(3) 書類審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての企画提案書提出者に審査結果を通知する。

4 プレゼンテーション審査

(1) 実施日 平成30年8月3日(金) 午前9時30分から

(2) 実施会場 宮城県庁6階 震災復興・企画部会議室

(3) 実施方法

イ 出席者は、1企画提案者につき、3名以内とする。

ロ 1企画提案当たりの持ち時間は、30分以内(説明20分以内、質疑応答10分以内)とし、後日指定する時間割により、企画提案者毎に個別に行うものとする。

ハ 企画提案者は、事前に提出した各種書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

ニ パソコンを使用してのプレゼンテーションを希望する場合は、企画提案書等を提出する際に併せて申し出ること。この場合、プロジェクターやスクリーンは発注者が用意し、その他の必要な物については、企画提案者が用意するものとする。

(4) 企画提案の内容

企画提案に当たっては、別紙「仕様書」の4(1)、(2)の業務内容を踏まえ、次の事項を盛り込んだ企画提案を行うこと。

(提案者の事業実行力について)

イ 本業務の実施体制や本業務に関連した業務の実績・経験等

ロ 本業務の実施スケジュール案

(実施内容の妥当性について)

イ 東京2020オリンピック聖火リレーのコンセプト・考え方に基づいた、本県のルート選定やランナー公募計画策定の考え方・コンセプト、ルート案

※ ルート案については、別添資料4「各都道府県実施日一覧」を考慮し、それぞれ通過市町村やスケジュールを記載すること。

ロ 上記の考え方を検討していくにあたっての検討方針・課題

ハ 検討方針・課題を踏まえた今後の調査の方法や内容

※ 別紙「仕様書」4（3）の業務については、企画提案の内容には含まないものとするが、経費概算見積書の見積もりには含めること。また、別紙「仕様書」4（1）の付帯業務として、契約時における仕様書の業務内容にも含めることとなるので、承知願います。

（5） 審査の実施方法

プレゼンテーション実施後、各選定委員が2の審査項目及び配点に基づき提案者の評価点を計算し、各選定委員の評価点の合計点数が最も高い者を業務委託候補者として選定する。また、評価点の合計点数が同点の場合は企画提案時に提出する経費概算見積書が低い者を業務委託候補者とする。

なお、各選定委員の採点した評価点の平均点が60点未満の場合は不採択とする。

第6 失格事由

企画提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- 1 提出された各種書類に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合
- 2 本要領及び仕様書に従っていない場合
- 3 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- 4 第5に掲げるプレゼンテーション審査に参加しなかった場合
- 5 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - （1） 参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - （2） 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
 - （3） 参加者は業務委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
 - （4） 参加者が連合し、又は不穏な行動をとる等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案には参加させず、又は執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 6 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第

94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

第7 提案者が1者又はない場合の取り扱い

企画提案が1案の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断された場合は、企画提案書を提出した者を業務委託候補者として選定する。また、企画提案者がいない場合には、選定委員会に諮った上で、再度企画提案を募集するものとする。

第8 選定・非選定結果の通知方法

審査の終了後、プレゼンテーション審査に出席した企画提案者に対し、審査結果を書面にて通知し、企画提案者の名称や点数等を公表する。

なお、審査内容及び審査結果に対する問い合わせには応じないものとし、いかなる異議申立も受け付けられないものとする。

第9 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

1 受託者の決定

委員会において決定した業務委託候補者を最優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、最優先交渉者と見積合わせを行い、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により契約予定者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を業務委託候補者とする。

2 契約書の作成

発注者と業務委託候補者で協議した上で契約書を作成する。

3 支払条件

支払方法は、原則として業務完了後の一括払いとし、前金払は行わない。

4 その他契約に関する事項

契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、別途協議の上、企画提案の内容を一部変更して契約を締結する場合がある。

第10 留意事項

1 本業務への企画提案に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。

2 発注者は、公募型企画提案方式を公正に執行することが困難であると認めるときは公募型企画提案方式の執行を延期または取り止めることがある。

3 業務委託により得られた成果は、全て発注者に帰属するものとする。また、宮城県は本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用（加工、編集）

できるものとする。

- 4 受注者は、本業務（再委託した場合も含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

第11 情報公開条例等に基づく開示の可能性

提出された企画提案書等は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）その他法令の規定に基づき、開示する場合がある。

第12 問い合わせ先

〒980-0014

仙台市青葉区本町三丁目1番6号 宮城県本町第三分庁舎2階

宮城県震災復興・企画部オリンピック・パラリンピック大会推進課運営調整班

担当：湯澤，芳村

電話番号：022-706-7116 FAX：022-706-7118

E-mail：olypara-u@pref.miyagi.lg.jp